

**令和7年度あおもり脱炭素経営アクセラレーション業務委託
企画提案競技実施要領**

1 取組の趣旨

青森県における温室効果ガス排出量のうち9割は二酸化炭素が占めており、そのうち約半分は「産業部門」及び「業務その他部門」に含まれる事業者の活動に由来するものとなっている。

しかし、多くの県内事業者にとって、脱炭素経営に向けた取組は、実施のための専門的な知識、人材及び資金の不足等の理由から、優先度が低い状態にあると考えられる。

このため、地域金融機関や商工団体等を構成員とする「(仮称)あおもり脱炭素経営支援コンソーシアム」を設立し、県内中小企業に対する支援体制を構築するとともに、「脱炭素スクール」により脱炭素化計画の策定を伴走支援することで、県内中小企業の脱炭素経営の促進する業務を委託することとし、下記のとおり受注者選定の企画提案競技を実施するものである。

2 業務の名称

令和7年度あおもり脱炭素経営アクセラレーション業務委託

3 業務の内容

別紙「令和7年度あおもり脱炭素経営アクセラレーション業務委託仕様書」を参照のこと。

4 契約上限額

7,553千円(消費税及び地方消費税を含む)

実際の契約金額は、委託先選考後に見積書を徴取して決定する。

5 参加資格

企画提案競技に参加する者は、単独又は共同提案によるものとし、単独提案の場合は次の(1)、共同提案の場合は次の(2)の資格要件を全て満たすこととする。

(1) 単独提案の場合

- ① 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ② 会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく手続きを行っている者でないこと。
- ③ 暴力団(暴力団による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)若しくは暴力団員の統制下にある者でないこと。
- ④ 法人税、消費税及び地方消費税等を滞納していない者。

(2) 共同提案の場合

- ① 必ず代表者（幹事者）又は代表となる団体等を定めること。
- ② すべての構成員が、(1) の要件を満たすこと。
- ③ すべての構成員は、他の共同事業体の構成員でないこと。また、(1) による単独での提案を行っていないこと。

6 企画提案の実施方法

(1) 方式

公募型企画提案方式

(2) 企画提案数

1者1案とする。

(3) 業務の内容等に関する質問

令和7年5月16日（金）17：00まで、電子メールにて受け付ける（様式任意）。電話での質問は受け付けない。

質問があった場合は、令和7年5月20日（火）までに、質問の内容と回答を県ホームページに掲載する。

提出先メールアドレス：enerugi@pref.aomori.lg.jp

掲載ページ：http://pref.aomori.lg.jp/soshiki/kankyo/energy/R7_datsutanso_proposal_01.html

(4) 選定の方法

書面により提案された企画を厳密に審査した上で選定する。

(5) スケジュール

令和7年5月16日（金）17時	参加表明書提出期限（別添様式）
	質問提出期限
5月20日（火）	質問回答
5月27日（火）17時	企画提案書及び見積書の提出期限
5月28日（水）	企画提案書の審査
5月29日（木）	審査結果通知

7 企画提案書及び見積書の提出

(1) 書類形式 A4判

(2) 提出部数 7部

(3) 提案内容

ア 業務全体の企画要旨

イ 業務実施体制

ウ 作業スケジュール

エ 見積書（積算内訳を記載）

オ コンソーシアム事務局を円滑かつ効率的に実施するための工夫

カ 脱炭素スクールのカリキュラム案

- (4) 提出期限 令和7年5月27日(火) 17:00必着
- (5) 提出場所 青森県環境エネルギー部エネルギー・脱炭素政策課
地域脱炭素推進グループ
- (6) 提出方法 持参又は郵送とする。
- (7) 提出された企画提案書の取り扱い
 - ア 提出された企画提案書は返却しない。
 - イ 企画提案書の作成及び提出等に要する経費は、すべて提案者の負担とする。
 - ウ 採用された企画案を原案とするが、協議の上、一部を変更することができるものとする。

8 審査基準

審査基準は以下のとおりとする。

- (1) 業務の企画趣旨
業務全体の企画趣旨が適切なものとなっているか。
- (2) 業務の実施体制
事業の実施体制が無理なく確保されているか。
- (3) 見積書・作業スケジュール
経費見積が適正で、作業スケジュールから業務の円滑な執行が期待できるか。
- (4) コンソーシアム事務局を円滑かつ効率的に実施するための工夫
地域金融機関や経済団体等が県内中小企業の支援を円滑かつ効果的に実施できる工夫が提案されているか。
- (5) 脱炭素スクールのカリキュラム案
受講者が確実に脱炭素化計画の策定や具体的な取組を実施できるカリキュラムとなっているか。

9 選定結果の通知

令和7年5月29日(木)までに、各提案者に対し採択の可否を通知する。

ただし、次のいずれかに該当する場合は失格とし、選考の対象としない。

- (1) 本実施要領及び仕様書に示された条件に適合していないもの。
- (2) 企画提案書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
- (3) 虚偽の内容が記載されているもの。
- (4) その他不正な手段により企画提案されたもの。